

令和 3 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 35 号議案～第 39 号議案(追加)

令和 3 年 3 月 26 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 35 号 議案	副市長の選任について	1
第 36 号 議案	教育長の任命について	3
第 37 号 議案	監査委員の選任について	5
第 38 号 議案	固定資産評価員の選任について	8
第 39 号 議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	11

第 35 号議案

副市長の選任について

下記の者を舞鶴市副市長に選任したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 162 条の規定により議会の同意を求める。

記

沼 田 行 博

令和 3 年 3 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

副市長を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(副知事及び副市町村長の選任)

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び副市町村長の任期)

第 163 条 副知事及び副市町村長の任期は、4 年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(副知事及び副市町村長の欠格事由)

第 164 条 公職選挙法第 11 条第 1 項又は第 11 条の 2 の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

2 副知事又は副市町村長は、公職選挙法第 11 条第 1 項の規定に該当するに至ったときは、その職を失う。

(副知事及び副市町村長の兼職・兼業禁止及び事務引継)

第 166 条 副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

2 第 141 条、第 142 条及び第 159 条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

3 普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第 142 条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

第 36 号議案

教育長の任命について

下記の者を舞鶴市教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

奥 水 孝 志

令和 3 年 3 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

教育長を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により提案する。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)

抜 粋

(任命)

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(第 2 項 略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(第 5 項 略)

(任期)

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第 6 条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

第 37 号議案

監査委員の選任について

下記の者を舞鶴市監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

瀬 野 淳 郎

令和 3 年 3 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

監査委員を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(監査委員の設置及び定数)

第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市及び町村にあつては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

(選任及び兼職の禁止)

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

(第 2 項 略)

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

(第 5 項以下 略)

(任期)

第 197 条 監査委員の任期は、識見を有する者うちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(罷免)

第 197 条の 2 普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免すること

ができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

- 2 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

(退職)

第 198 条 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

(親族の就職禁止)

第 198 条の 2 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

- 2 監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

第 38 号議案

固定資産評価員の選任について

下記の者を舞鶴市固定資産評価員に選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

沼 田 行 博

令和 3 年 3 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

固定資産評価員を選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により提案する。

参 考

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 抜 粋

(固定資産評価員の設置)

第 404 条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

3 2 以上の市町村の長は、当該市町村の議会の同意を得て、その協議によつて協同して同一の者を当該各市町村の固定資産評価員に選任することができる。この場合の選任については、前項の規定による議会の同意を要しないものとする。

4 市町村は、固定資産税を課される固定資産が少い場合においては、第 1 項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。

(固定資産評価員の兼職禁止等)

第 406 条 固定資産評価員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

(1) 国会議員及び地方団体の議会の議員

(2) 農業委員会の委員

(3) 固定資産評価審査委員会の委員

2 固定資産評価員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。

(固定資産評価員の欠格事項)

第 407 条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- (3) 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなつてから2年を経過しない者
- (4) 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分
の日から2年を経過しない者
- (5) 心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者と
して総務省令で定めるもの

地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) 抜 粋

(法第407条第5号の者)

第15条の6の3 法第407条第5号に規定する総務省令で定める者は、精神の機
能の障害により固定資産評価員の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判
断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第 39 号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を舞鶴市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

記

松 岡 良 啓

令和 3 年 3 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により提案する。

参 考

地方税法(昭和25年法律第226号) 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(第4項及び第5項 略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第7項以下 略)

舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号) 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置)

第77条 固定資産課税台帳に登録された価格(法第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によって知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、市長に通知したものを除く。)に関する不服を審査決定するため、舞鶴市固定資産評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(審査委員会の委員の定数)

第78条 審査委員会の委員の定数は、6人とする。